

平成25年10月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成25年10月10日(木) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者37名

1番 峯 宏好	2番 玉置 俊裕	3番 山本 芳雄	4番 浅井 洋司
5番 市橋 宗行	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 船本 幸雄	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 田和 芳雄
13番 山下 繁一	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
17番 泉 雅行	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 小山 茂廣
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	
	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	28番 上中 悠司
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳
37番 峯園 五郎	38番 石谷 強		

欠席者 24番 原 さだ 25番 玉置 伸 39番 蔭地 明一

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 21番 那須 京子 22番 那須 克

議 長

皆さん、こんにちは。心配されました台風24号も被害がないという事で、もう少し雨があっても良かったのかと思うんですけども、干ばつでありましたのでお湿りということで良かったと思ってございます。秋の収穫の真最中という事で大変お忙しいこととございますけども、ご出席をいただきまして有難うございます。それに付けても、残暑お見舞い申し上げますと言わないかんような、まだ暑さでございまして、昨日、今日も、まだ真夏日が全国各地で続いているようでございます。台風が過ぎれば一気に気候が変わるのが通例でありますけども、今年はそうは行かないようであります。秋がなくて一気に冬に来るのではないかと予報されておりますけども、ただとにかく暑いということで、皆さん体調管理のほう十分ご注意いただければと思ってございます。また、先月、慎重にご審議をいただきました〇〇〇の1万㎡を超える案件ですけども、県の農業会議でもいろいろと説明をさせていただきまして、無事許可相当という事で答申されまして、既に工事も始まっているようでございます。そういう事で、〇〇〇〇さんが来るということでもありますけども、田辺市また〇〇〇地区を含めて今後発展していけばと思ってございますので、ご協力有難うございました。はい、挨拶はそれぐらいにいたしまして、早速でございまして、まず最初に、田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。田辺市農業振興地域整備計画変更申請について事務局の説明をお願い申し上げます。田辺農業振興地域整備計画変更申請の農用地区域への編入について説明いたします。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、490㎡です。地目は台帳、現況共に畑、申請の理由は梅畑です。編入で

農振課 栗平

す。編入面積は、490㎡。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は186㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は548㎡、地目は台帳が畑、現況は休耕畑です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は151㎡です。地目は台帳が田、現況は畑です。変更の理由は墓地でございます。除外面積は885㎡。田辺農業振興地域整備計画変更申請、編入1件、除外3件、編入合計490㎡、除外合計885㎡です。続きまして龍神農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1.68㎡、地目は台帳が畑、現況は休耕畑、変更申請の理由は携帯電話基地局です。龍神農業振興地域整備計画変更申請、除外合計は1.68㎡です。続きまして中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇です。面積は61.25㎡です。地目は台帳が畑、現況は雑種地です。変更申請の理由は携帯電話基地局です。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、除外合計は61.25㎡です。続きまして大塔農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は895㎡です。地目は台帳が田、現況は休耕田、変更の理由は共同生活介護施設です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は895㎡です。地目は台帳が田、現況は休耕田、変更の理由は共同生活介護施設です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は576㎡です。地目は台帳が田、現況は休耕田、変更の理由は共同生活介護施設です。大塔農業振興地域整備計画変更申請、除外合計は2,366㎡です。続きまして本宮農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は495㎡、他に1筆、合計面積854㎡です。地目は台帳、現況共に田です。変更申請の理由は水稻です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は583㎡、他に2筆、合計面積1,621㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更申請の理由は茶です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は635㎡、他に1筆、合計面積1,183㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更申請の理由はシキミ、茶です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,012㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更申請の理由はシキミです。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は480㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更申請の理由は柑橘類です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,338㎡、他に4筆、合計面積4,878㎡です。地目は台帳、現況共に田です。変更申請の理由は水稻、野菜、柿、梅です。7番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は677㎡、他に1筆、合計面積1,288㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更申請の理由はシキミ、茶です。8番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、

面積は517㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更申請の理由は野菜です。9番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は247㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更申請の理由は茶です。10番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,604㎡、他に3筆、合計面積3,779㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更申請の理由は茶、水稲、野菜です。11番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は771㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更申請の理由は茶、野菜です。12番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は473㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更申請の理由は茶です。13番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は800㎡です。地目は台帳、現況共に田です。変更申請の理由は水稲です。14番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は470㎡、他に3筆、合計面積1,977㎡です。地目は台帳、現況共に田です。変更申請の理由は水稲、野菜です。15番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,965㎡です。地目は台帳、現況共に田です。変更申請の理由は水稲です。16番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は268㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更申請の理由はシキミです。17番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は612㎡、他に2筆、合計面積4,026㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更申請の理由は茶、水稲です。18番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は264㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更申請の理由は茶、野菜です。19番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は388㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更申請の理由は茶、果樹です。20番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は385㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更申請の理由は野菜です。21番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,586㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更申請の理由は茶、果樹です。編入です。編入面積は、28,762㎡。中山間直接支払い事業の対象外でしたので、編入して、来年度から中山間直接支払い事業の対象になると聞いております。続きまして22番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は654㎡、地目は台帳、現況共に田です。変更の理由は住宅、農業用倉庫、庭、駐車場ほかに変更します。除外面積は654㎡です。本宮農業振興地域整備計画変更申請、編入合計28,762㎡、除外合計は654㎡です。以上です。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

それでは、審議をいただきますが、〇〇地域の〇〇〇〇委員の案件を除きまして、逐条審議をお願い申し上げます。田辺農業振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 委員

〇〇番です。異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番です。3番について異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、龍神農業振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ありません。

議 長 はい、中辺路農業振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ありません。

議 長 はい、大塔農業振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。1番2番3番について異議ございません。

議 長 はい、本宮農業振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。1番から21番までの内、7番を除く分について異議ありません。

議 長 はい、22番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、以上21件について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇番委員退席)

議 長 続きまして、〇〇〇地域の7番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、7番について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇番委員着席)

議 長 〇〇委員さん参考までに聞きたいんですけども、この中に県外の方が4件ほどございますけども、この農地は誰かが作られているんですか。

〇〇番 委員 相続によって生じたのですが、近く代わってする人が出てくるように段取りしています。

〇〇番 委員 栗平さんにお聞きしたいのですが、農振除外を早く出来ませんか。

農振課 栗平 農振除外の手続きについては6か月かかると説明させてもらっています。県にも早くしてほしいと要望します。

議 長 他にご質問ございませんか。ないようでございますので、続きまして田辺市農業経営基盤強化の促進に関する利用権の設定の申し出がございしますが、関連がございまして農業委員会と同時にさせていただきたいと思っております。それでは、本日の欠席委員さんは24番原さだ委員さん、25番玉置伸委員さん、39番蔭地明一委員さんです。それでは最初に関連がございまして、農業委員会の報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について、これを上程させていただきます。事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 16ページをお願い申し上げます。報告第3号農地使用貸借契約の合意解

約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は435㎡、他8筆ございまして、合計面積は7,941㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成25年9月24日です。理由は農地利用集積計画で第三者に貸すためです。以上1件報告申し上げます。

議長 長 報告第3号について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議長 長 ないようでございますので、報告第3号、報告とさせていただきます。申し送れました、本日の会議録署名委員に、21番の那須京子委員さん、22番の那須克委員さん、よろしく願いをいたします。続きまして田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございますので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎 皆様こんにちは、それでは農用地利用集積計画の合意解約のほうから説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の201㎡、他8筆、合計面積は3,442.91㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成25年9月4日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の273㎡、他3筆、合計面積は1,848㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成25年9月18日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の6,083㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成25年9月20日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の6,083㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成25年9月20日です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の801㎡、他1筆、合計面積は1,387㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成25年9月25日です。以上、5件報告させていただきます。続きまして利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の6,083㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間10万円口座払い、期間は平成25年11月1日から平成31年10月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の3,224㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間3万円の口座払い、期間は平成25年11月1日から平成31年10月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の1,848㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年11月1日から平成31年10月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1,387㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間1万円持参払い、期間は平成25年11月1日から平成27年3月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、他5筆、畑の9,029㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、みかん、期間は平成25年11月1日から平成31年10月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の1,474㎡、

貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間1万5千円口座払い、期間は平成25年11月1日から平成31年10月31日、新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、他8筆、畑の7、941㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間8万3千円持参払い、期間は平成25年11月1日から平成35年10月31日、新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の473㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成25年11月1日から平成27年10月31日、新規です。合計8件、29筆、31、459㎡、貸手8名、借手8名です。この8件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい。有難うございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして利用権設定のご審議をいただくのですが、〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんの案件がございますので、それを除いて逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。〇〇〇〇さんは息子さんです。異議ありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さんをご高齢で息子さんは他の事業をしています。息子さんと〇〇〇〇さんは知り合いであり、異議ありません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番です。3番について異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番です。Uターンで帰ってきた方で、異議ありません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番です。7番について異議ありません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、以上6件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。

(〇〇〇〇委員退席)

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番です。4番について異議ございません。

議 長 はい、4番について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。

(〇〇〇〇委員着席、〇〇〇〇委員退席)

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚です。異議ございません。

議 長 はい、5番について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇〇〇委員着席)

議 長 それでは、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地の形状変更願について、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は149㎡、他3筆、合計面積は登記簿6,560㎡の内7,614、39㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。営農計画書が添付されておりましてミカンを作られるそうです。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は241㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,055㎡、他12筆、合計面積は13,368㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借権の設定で期間は11年間です。経営移譲年金関係で使用貸借の契約を結びます。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は227㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が山林、現況は畑、面積は8,925㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は981㎡、他11筆、合計面積は9,457㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。営農計画書が添付されておりまして梅、ミカン、スモモを作られるそうです。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は13㎡、他9筆、合計面積は7,044㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。営農計画書が添付されておりまして梅、スモモ、野菜を作られるそうです。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は89㎡、他12筆、合計面積は6,591㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。営農計画書が添付されておりましてミカンを作られるそうです。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は125㎡、他13筆、合計面積は4,51

2㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は104㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。申請地は〇〇〇にて〇〇中学校体育館敷地造成工事の代替地として平成14年5月に土地の売買契約を締結したんですが、申請地を含む用地で相続等の問題が多々あり登記できずに今に至っていました、という事です。以上10件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

小倉 係長 只今の10番の田辺市が農地を持っていることの補足説明ですが、これは〇〇中学校体育館建設時に、〇〇〇〇の山林1筆を〇〇〇〇に移したのですが、その山林に〇〇〇〇用地以外に地上権として農地がいろいろありました。それを地籍調査時に地番を付けて畑として分筆して今回〇〇〇〇さんにお返しします、それで〇〇〇〇が農地を持っているという形になっております。

議 長 これは〇〇〇〇の山で、昔そこで農地を作らせてもらって地上権が発生したという経緯がよくあったと思うんです。〇〇〇〇が山林として買ったが地上権が残っていた。それで地籍調査の時に現況農地だったので、地目が農地になってしまったので、それを〇〇〇〇さんにお返しするという事で、〇〇〇〇は山林として買ったが地籍調査の関係で、あとで農地になってしまったという事です。

議 長 それでは逐条審議をお願い申し上げます。〇〇〇〇委員さんの案件がございますので、それを除いて9件の逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。1番について異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。〇〇〇〇さんは学校の先生をされた方で、〇〇〇〇君は先生の土地を耕作していた方です。高齢で土地の条件も悪いので、贈与するので作ってほしいという事になったらしいです。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇君は〇〇〇〇さんの孫さんになります。異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番です。譲受人は〇〇〇の方で、本来〇〇〇の委員さんをお願いするところですが、物件が〇〇〇という事で、ちょっと事情も聞いてきましたので説明します。この字〇〇は、現在地籍調査が入っています。その中で2人がお互いに地番が入れ替わっていたという事です。従来、〇〇〇〇君はずっと1町近い畑を耕作しております。そういう事で何ら問題ありません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。異議ありません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇君は〇〇〇〇さんの息子でありまして、親父さんが体調も悪いという事で異議ございません。8番も息子さんで、異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの弟で、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇で住んでいて、弟さんに贈与したいという事で、異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番です。事務局で説明いただきました。〇〇中学校体育館建設に伴う農地交渉での残務処理です。〇〇〇〇さん夫妻は、菜園づくりに励んでおります。異議ありません。

議 長 はい、以上3条申請9件とも異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇〇〇委員退席)

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番です。議ございません。

議 長 はい、3番について異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇〇〇委員着席)

議 長 続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 7ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は1,160㎡の内661㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、賃貸駐車場23台661㎡です。着工日、工事期間は許可の日より4か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意共にございます。この土地は、都市計画用途地域内(第二種中高層住居専用地域)にありますので、第3種農地です。2番は取り下げられました。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。第4条申請1件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番

〇〇番 委員 〇〇番です。去る8日朝、小倉係長、松平さん、〇〇〇〇委員さんと私の4人で現地調査を行いました。5地区8件の調査をしました。申請の〇〇〇字〇〇〇〇、これは〇〇〇〇交差点の西へ約100m、〇〇〇〇の裏手にあたる所であります。北側に県道、東側と南側が田でいずれも同意は取られています。西側の畑は本人のものであります。転用理由は高齢で後継者もおらず、維持していくのが難しくなってきたため、近くの〇〇〇〇の駐

車場が不足しているという事で、賃貸駐車場23台に土地を活用するという事です。転用内容は1,160㎡のうち661㎡を駐車場23台分に、盛土は県道に隣接した溝があるため1m位離して盛土をする、県道側を少し高く、奥に勾配を付け、雨水等の排水にU字溝を付けて南西側の排水に流すという事です。隣の残った約400㎡との境界にはフェンスを付ける。進入につきましては東側にある里道、約2.5mを利用するという事で問題はないと思います。

- 議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。現地調査の委員さんの説明のとおりでございます。異議ございません。
- 議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 小倉 係長 8ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は125㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場125㎡、着工日、工事期間は許可の日より1ヶ月以内、農用地の内外は平成3年9月25日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意、共にございます。道路と住宅に囲まれた生産性の低い農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は183㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅55.06㎡、駐車場・庭園等127.94㎡、着工日、工事期間は許可の日より6ヶ月以内、農用地の内外は平成10年2月19日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意、共にございます。この土地は住宅の密集する地域にある農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は330㎡です。賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅74.53㎡、駐車場・庭255.47㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は平成25年6月25日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意、共にございます。周囲を住宅に囲まれた生産性の低い農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕地、面積は1,593㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は建設資材置場835㎡、着工日、工事期間は許可の日より1か月以内、農用地の内外は平成2年10月29日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。登記面積と使用面積が違うのは、境界より2m開けて造成し、浸水予防や法面の土が隣接地に入らないように養生・保全の場所を設けているからです。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。

5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は232㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場232㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意はございます。水利同意は不要です。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。以上5件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第5条申請以上5件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番

〇〇番 委員

〇〇番です。去る8日に現地調査を行いました。1番〇〇〇字〇〇〇〇の件です、申請地は、〇〇〇から西へ、高速道路の下をくぐった道路沿いでした。申請内容は申請地隣接の譲受人の〇〇〇〇さんの駐車場として利用したいとの事です。現況は野菜畑でした。上手、北側は農地で譲渡人の〇〇〇〇さんの農地の梅干場で、下手は〇〇〇〇さんへ入る道、道の下が梅畑です。西側は〇〇〇〇さんの宅地で、東側は道路です。直角三角形のような土地でした。現状で整地のみを行い盛土切土は無しとの事です。排水については、雨水は自然浸透との事でしたが、道路側は側溝みたいなのが埋蔵されていてグレーチングが開いていました。梅干ハウスから裏手の水路へ流れていました。隣接同意、水利同意もあり、ほぼ現状のままの利用という事で周辺農地への影響はないと判断します。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番です。この申請地は〇〇〇〇から西へ約300m、〇〇〇〇と〇〇〇〇の丁度中間あたりになるかと思います。東、西に宅地がありまして、南側に畑、北側が入口になります市道になります。転用理由につきましては、利便性の良い住宅地を探していたところ、高齢のため営農に不安を感じていた譲渡人の〇〇〇〇さんとの話がまとまり申請に至ったとの事です。転用の内容としましては、畑が市道より高いため約40cm位切土したいという事で、排水は合併浄化槽で入口の排水溝に流すというふうになるかかと思えます。問題ないと思えます。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番です。5条の3番〇〇〇字〇〇〇〇、場所は〇〇〇〇より北へ200m、市道〇〇〇線が伸びていまして、右手に住宅があり、左手が梅畑で少し落ち込んでいる所でした。転用理由は、譲受人〇〇〇〇さんは実家の近くで住宅を建築したいと思土地を探しておりまして、当該地に決めたという事です。住宅1棟2階建て75㎡と駐車場です。現況は梅畑、昔は段々の田に梅を植えたような梅畑です。市道から40cmから50cm落ち込んで3段の梅畑がありまして、その上の2段を利用して、住宅を建てるという事です。北側は農地、〇〇〇〇さんの梅畑の続きです。南側は里道と水路をまたいで雑種地があり、現況は梅畑で、東側は市道で、西側は〇〇〇〇さんの梅畑の3段目があります。傾斜があるために盛土は50cmから160cm位で、コンクリートで三角形のL型になるような擁壁を

- 設置という事です。市道と同じ高さまで盛土し、市道との間にU字溝の水路を設置、排水は、生活排水は合併浄化槽で雨水とともに前の側溝へ流れ、その水は上から市道をくぐって縦に流れております南側の水路へ合流します。水利同意、隣接同意あります。調査をおこなったところ転用による周辺農地への影響はないと判断します。
- 議 長
〇〇番 委員 はい、4番。
〇〇番です。〇〇〇〇西へ300mとなっておりますが分かりにくく、旧白浜有料道路の内之浦の〇〇〇〇奥200m入った山と山に囲まれた谷沿いの奥地でございます。転用理由は海水が浸水してくるため耕作は以前から難しく、また奥まった場所で周囲の景観などにも影響はない所であります。確かに昔入り江だった所が周りの土で埋まったような感じの土地で、確かに大潮の時には〇〇〇〇の所から内之浦の水が来るんやろなと思いました。隣接同意があります、周りの山林の〇〇〇〇の同意もあり、同意に関しては問題ないと思えます。転用内容は、面積は1,593㎡の内、建築資材の置場835㎡について盛土して、水路を両サイド2mずつ開けるという話で、また盛土30cmなので、奥には梅畑がありましたが梅畑への影響もないかと思われ異議はありません。
- 議 長
〇〇番 委員 はい、5番。
引き続き〇〇〇字〇〇〇〇の件についてご説明します。ここは旧〇〇〇〇〇手前120mとありますが、〇〇〇〇から国道168号線を〇〇〇〇向いて3、4分車で行った所です。先月4条申請があった〇〇〇〇さんという〇〇〇〇〇に隣接した農地でございます。国道の歩道のすぐ真下でございます。〇〇〇〇さんが隣接地に来てからは〇〇〇〇さんが草刈をしていたようで、傾斜地でございますし入口も国道からの歩道の進入路だけでございました。〇〇〇〇さんから買ってくれませんかという事でした。高い所で1、5m位埋め立ててフラットにして〇〇〇を置くという事で、排水は国道との境界に200mmのU字溝をしき近くにある排水路に流すということで、何ら問題ないかと思えます。
- 議 長
〇〇番 委員 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
〇〇番です。この〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの弟の土地を買って来た方です。その駐車場とするので異議ございません。
- 議 長
〇〇番 委員 はい、2番。
〇〇番です。2番に関して問題ありません。
- 議 長
〇〇番 委員 はい、3番。
〇〇番です。〇〇〇〇さんは〇〇〇番地になっていますが、この申請地の近くで住まいをしております。子供も4月から〇〇〇〇の1年生として通っております。異議ございません。
- 議 長
〇〇番 委員 はい、4番。
〇〇番です。説明にありましたように中々耕作のしにくい、海水の出入りの激しい所であります。隣接同意もあり異議ございません。
- 議 長
〇〇番 委員 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番です。譲渡人の〇〇〇〇さんは〇〇〇にお住まいで80歳をこえる高年齢であります。〇〇〇〇さんは〇〇で墓地の整備も併せてしております。従いまして墓地の整備に使うブロック等の置場がないと困っておりましたところ、双方お互いに条件が合致したと、こういう事で売買契約が成立しました。異議ありません。

議 長 はい、議案第3号農地法第5条申請5件共異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 10ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願です。1番、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は雑種地、面積は475㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、申請地は、昭和60年頃まで畑として野菜を作っていたが、一部をそれまでどおり畑として耕作し、残りを耕作せず1年間放置していたところ、近隣より駐車場として貸してほしいと要望があり、現在も月極駐車場として利用しているということです。農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番

〇〇番 委員 〇〇番です。所在地は〇〇〇〇より南へ約100m、現況は雑種地で、事務局から説明いただきましたが昭和60年位から駐車場として貸してほしいと要望があり、現在も月極駐車場として利用されています。隣接者の同意もありまして、なんら問題ありません。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。現地調査の方のお話しのとおり、備考にもありますが、現地も確認しましたが、耕作せず20年以上経過しております。一部畑として残しておりますけども、近隣農地にも影響なく駐車場として利用されておりますので、異議ございません。

議 長 はい、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第5号農地の形状変更願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 11ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕田、面積は619㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は、盛土して梅畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、隣接同意、水利同意共にございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は1,160㎡の内499㎡です。申請人は、〇〇

- 、○○○○、理由は、盛土にして普通畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より4か月以内、隣接同意、水利同意共にございます。3番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に田、面積は566㎡です。申請人は、○○○、○○○○、理由は、盛土にして野菜畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より1か月以内、隣接同意、水利同意共にございます。始末書の提出を指導しております。以上、農地の形状変更願3件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。
- 番 委員 ○○番です。申請場所は○○○○より北へ約50m、現況は休耕田で、形状変更理由としましては、隣接地が埋立てられ駐車場となり、当該地が湿地となって田が出来なくなったため、埋立てして梅畑にしたいという事で、隣接同意もあり水利同意もありますので、問題ないと思います。
- 議 長 はい、2番。
- 番 委員 ○○番です。先程駐車場にしたいという申請場所と同じ所であります。駐車場の残りの499㎡を湿つくために50cm盛土したいという事であり、駐車場からの排水を同じくU字溝を続けて西側の排水溝に流したいという事です、隣接の同意もあり駐車場もフェンスをやりますのでなんら問題ないと思います。
- 議 長 はい、3番。
- 番 委員 ○○番です。場所は○○○○より北へ○○○の谷に入った所です。高速道路の高架橋の工事している北側です。変更理由は高速の高架橋がつくられ日陰になり湿地になるため埋め立てて畑にしたいという事でした。変更内容は盛土50cm程度という事でしたが現況は盛土の工事が終わり野菜の種が撒かれていました。隣接は北側が自分の菜園で西側が自分のビニールハウスになります。東側には市道と水路がありその挟んで向こうは宅地で、南側は田です。排水について、雨水は東側に水路がありましてビニールハウスの間にも水路があり北側にも水路があります。それらが合流して道の下をくぐって○○○の川へ排水されます。隣接同意、水利同意もあり形状変更による周辺農地への影響はないと思われまます。南側に田があるんですけども、高速道路の工事の設計にミスがあるのか、その田へなっとうして水を入れるのかと、用水路が見当たらないと、そういう事でした。
- 議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 番 委員 ○○番です。現地調査の委員さんの説明のとおり、○○○○の入口で生徒の通学等もあり、休耕田で荒れっぱなし状態だったのですが、今回やっと地主さんの畑にしたいという事でありまますので、異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
- 番 委員 ○○番です。2番について異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 番 委員 ○○番です。現調のかたのおっしゃられたとおり、埋立てて野菜の種を撒いておりました。この物件は昨年10月か11月初めに私は入院して

気が付かなかったのですが、高速道路の工事に作業場として公共的に協力していただいたわけで、本来なら作業用地という事で一時転用してもらわなななところだったんですが、寛大な処置をお願いしたいと思います。

本来なら一旦埋めた土砂を取り除いて原形に戻すのが本質でありまして、その後一から形状変更するのが建前でございますが、一旦埋めた土を取るという事になってきたら大変なので、そのまま畑にしたいとおっしゃられてまして、それだったら僕が委員会で公共的にも協力していただいているし、皆さんに寛大な処置をお願いすらい、一応これは始末書ものやだと本人に申し伝えておりまして、寛大な処置をお願いしたいと思います。

議 長 はい、議案第5号農地の形状変更願3件とも異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

〇〇番 委員 ちょっとすみません、〇〇番です。ちょっと教えて欲しいのですが、2番案件ですが、先程の4条の時に気になりながら聞いておったんですが、一筆の田に、ある一部分は盛土して畑にし、一部分は駐車場にするという事なんですが、普通だったら分筆するのが普通じゃないかと思いますが、このようなやり方っていうのはあるんですか。

愛須 局長 一筆の土地で一部を宅地に転用する一部を残すという場合には、原則として分筆を指導しなさいという事ですけども、例外として、きちんと測量して測量図面があると、現場も境界が判るという事であれば、分筆というのは法定要件といえますか、絶対しなければならないという事にはなっていないと県の話で聞いております。またその辺については確認しておきますけども。許可は可能であると、この前の上富田町で行われた委員さんの研修資料の中で、61ページにありますけども、一筆の農地のうち一部を転用する場合分筆する必要があるか。という事で回答として、一筆のうち一部分であっても、転用する部分を測量図等の図面上で特定し許可申請があれば、許可は可能である。という回答になってます。

〇〇番 委員 分かりました。将来、先のことを案じた時に、例えば駐車場になったら地目変更せないかん。そうすると法務局が登記の段階でそれを受けてくれるかどうかというのが心配するんですよ、これが許可してから後に分筆してとって、また登記をしていただけることもあるかと思うんですけど、これ以上詳しく言いたくないけれども、今後これをケースバイケースのケースとしてですね、今後出てきた場合にどういうふうな取り扱いをするかというようなことを、事務局のほうで深く検討しておいて欲しい。県ともよく相談して、分筆せずにこれが通るのであれば、分筆の費用ていうのは高いですよ、だからこれをせずに図面上はっきりしていただければ、地目変更登記するまでは、農業委員会あるいは県のほうで通してくれるのであれば、ひょっとしたら中にはそれを選択する人がおるかも分らんので、その辺の統一見解をきちっと付けたいと思います。

議 長 他にございませんか。

議 長 はい、議案第5号農地の形状変更願3件とも異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇〇〇委員さん1番〇〇〇〇さんは〇〇〇の方ですけど、この後、梅畑にして誰か作る予定がありますか。

〇〇番 委員 はい、近所の人にお貸しするかもわかりません。通学路の近くですから一旦埋めて、〇〇〇〇さんにお貸しするかもわかりません。

議 長 はい、それではその辺、指導のほうよろしく願いしておきます。続きまして議案第6号農地等売渡あっせん申出について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 12ページをお願いします。議案第6号農地等売渡あっせん申出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,242㎡、作物は梅で10アール当たり収穫量は2,500kg、希望価格は全体で140万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。農地等売渡あっせん申出、以上1件ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、それでは地元委員さんの状況説明をお願い申し上げます。1番〇〇番です。この園地は、〇〇〇から〇〇〇に抜ける県道の〇〇〇地区に墓地があり、墓地の下の県道より農道に入り200m下がった所にあります。方向的には全体に南東向きの園地でありまして、3分の1が平坦で、3分の2が急傾斜の梅畑です。1反2畝の20m位が道路に接していて、モノラックも何もありません、以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第6号につきまして、あっせんする事に異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、〇〇〇の物件でございますので、〇〇〇〇委員さん、それから〇〇〇〇委員さん、隣接地で〇〇〇〇委員さん、よろしくお願い申し上げます。それでは続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局のご説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 13ページをお願いします。報告第1号農地等売渡あっせん成立です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑です。面積は1,277㎡、他に1筆ございまして合計2筆の合計面積は4,340㎡です。売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成25年9月12日、価格は200万円です。あっせん委員さんは〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑です。面積は273㎡、他に1筆ございまして合計2筆の合計面積は1,074㎡です。売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成25年9月14日、価格は100万円です。あっせん委員さんは〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名です。農地等売渡あっせん成立以上2件報告申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。あっせん委員さん大変ご苦労さんでございまし

た。それでは、あっせんの顛末の報告をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。先月の11日に〇〇〇〇さんをお願いに伺いまして、希望価格で400万円になってたんですけども、木が老木で殆どやり変えなあかんという事で、傾斜地で機械も入りにくいという事で半値の200万円になりました。それから2番の〇〇〇〇さんの物件です。これは、〇〇〇〇さんは隣接の畑はないんですけども自宅のちょうど裏になりまして、9月14日に快く言い値で成立しました。以上です。

議 長 はい、有難うございました。報告第1号について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 (なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 14ページをお願い申し上げます。報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は801㎡、他1筆ございまして、合計面積は1,387㎡、賃貸人は、〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成25年9月25日です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は6,083㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成25年9月20日です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は6,083㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成25年9月20日です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は201㎡、他8筆ございまして、合計面積は3,442、91㎡です。賃貸人は、〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成25年9月4日です。以上4件報告申し上げます。

議 長 報告第2号の4件について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 (なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第2号、報告とさせていただきます。続きまして追加議案②がございまして。上程させていただいてよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、議案②、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地の形状変更願について上程いたします。それではまず議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 追加議案の1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は2,95㎡、他2筆、合計面積は登記簿14,152㎡の内5,047.95㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、裁判所競売による売買です。営農計画書が添付さ

れておりまして梅を作られるそうです。以上1件について書類を審査したところ、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひ申しあげます。

議 長 有難うございます。それでは逐条審議をお願ひ申し上げます。1番
〇〇番 委員 はい、〇〇番です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの母親でございます。普通、息子の自己破産した物件を母親が入札できるんかと聞かれて、ううんと思ったんですけども聞いたら入れるという事で、ここにあるのは農地だけですが他に宅地部分から一括の競売による入札でございます。母親が落としたことは、今の段階では一番問題ない人が落としたなと思ってございます。異議ございません。

議 長 はい、3条申請1件、異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地の形状変更願について事務局の説明をお願ひ申し上げます。

小倉 係長 追加議案の2ページをお願ひします。議案第2号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は344㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して野菜畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より1か月以内、隣接同意はございません、水利同意は不要です。既に土が入ってしまして始末書の提出を指導しています。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は80㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、盛土して野菜畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、隣接同意、水利同意共にございます。以上、農地の形状変更願2件、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。
〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇字〇〇、344㎡の形状変更です。場所は〇〇〇〇約100m手前の右側です。形状変更の理由は水稲から野菜畑にしたいという事で、変更内容は盛土が30cm程度という事でした。現況は県道から30cmから40cm下がった田だったと思われませんが、畦の高さ位まで土が全体に入っており、その上に作り土を少し上げかけていた状態でした。西側は県道で東側は2m位下に落ちて〇〇〇〇さんの梅畑、北側には里道がありました、南側は〇〇〇〇さんの梅畑が回りこんでいます。排水は、雨水は自然浸透でしたが〇〇〇〇さんの梅畑に溝があるような感じでした。水利同意は不要で隣接同意はあり、この形状変更による周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

議 長 はい、2番。
〇〇番 委員 〇〇番です。申請農地は〇〇〇〇より北へ約300m現状は田で野菜が植わっておりまして、隣接は南側、西側共に田で同意を得ております。変更理由としましては、河川改修の土砂を入れたため土が非常に悪いという事

で、田圃の作り土を入れてかさ上げしたいという事です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の埋立てする場所に土地を持っておりまして、その土を持ってくるとい事を、〇〇〇の〇〇〇〇委員さんに現地に出立会ってもらい聞きました。排水につきましては自然浸透と共に、南側に排水溝がありましてそれに流すという事で十分排水はとれると思います。奥側にハウスがありまして、ハウスは約80cmから1m位〇〇〇〇さんの土地より高い所にありまして若干崩れてきそうなので排水溝で土砂止めしてありまして、土を埋めることによってある程度防止できると思います。これに関しては異議ございません。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。この物件は県道の続きで、60cmから30cm位の埋めたてで県道と同じになるくらいのレベルのそれだけ1枚で、あとの周辺は調査員さんの言ったとおり現場に対しては何の異議もございません。ただ、この話を聞いたのは先月の27日の晩だったと思うんですけど、それから、まだ提出してないというのに、4日か5日したらもう埋め立てていたさかよ、ちょっと急いだなと思てよ、ただ現場は何の問題ありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番です。この〇〇〇〇さんの物件について申し上げます。先月の委員会に於きましては〇〇〇〇に対しまして、皆さん方の深いご理解、ご協力を得まして有難うございます。お陰をもちまして今現在、埋めたて作業が行われているところであります。〇〇〇〇の中に〇〇〇〇さんの土地も含まれてありまして、大変工事が急いでありまして、この審議も追加議案という事で皆さん方にも大変迷惑をかけているところであります。急いでいるという事で申請が遅れましたことお詫び申し上げます、以上。

議 長 はい、議案第2号農地の形状変更願2件とも異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それではその他の案件でございます。9月の県の農業会議に提出をいたしました4条1件、5条10件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。なお、5条申請1件について県の段階で保留になっております。これは〇〇〇〇で山林に転用する案件ですけれども、その辺ちょっと保留になっておりますので、また分かり次第報告させていただきます。続きまして地籍調査の結果について、上芳養字玉垣でございます。説明お願いいたします。

小倉 係長 上芳養字玉垣の地籍調査結果について報告する。

議 長 はい、只今の報告につきまして、ご意見ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、お手元に参考資料というペーパーがあります。今後の計画という事で、11月の定例会、12月の定例会、その他について局長から説明申し上げます。

愛須 局長 11月定例会及び12月定例会の場所、日程について報告。来年4月の視

察研修について説明、行先は岡山県新見市農業委員会、4月14日から18日頃、2泊3日ないし1泊2日を考えている。実施についてご協議お願いします。

議 長 はい、有難うございます。今説明がありましたように、来月は11日大塔総合文化会館、12月の定例会は12月3日という事でよろしく申し上げます。また、連絡差し上げますがよろしく申し上げます。また終わった後、忘年会の予定をさせていただいております。多分、旧田辺市内になると思いますがよろしくお願ひ申し上げたいと思います。詳しい内容については、またおって連絡をさせていただきます。それから説明にありましたように、任期に伴う恒例のですね、3年目の視察研修旅行という事で、前回は震災がありまして中止をさせていただきました。その後、改選後の計画も台風12号の豪雨災害がありましてこれも中止という事で、前回は開催しておりません。26年度は恒例により4月のこの辺ということで、今までは3年に1回やってきたんですけれども、今回は26年7月まではあと1年ないんですけれども任期となります、そういう事で実施をしたいと思っておりますけれども、積立もさせてもらっていますんで、予算の関係もありますんで、行なうという方向でさせてもらってよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 それでは日程についても大体この辺という事で、皆さんお忙しいですけども、今から何とか万障繰り上げてですね、この辺開けといていただきますように、2泊3日、1泊2日その辺もどうしましょう。今まで恒例としては2泊3日で調整させてもらってよろしいでしょうか。あと行き先等この辺も含めて事務局のほうへお任せ願えますか。はい、この計画のように計画させてもらいますんで、よろしくお願ひ申し上げます。もし、ここへ行きたい、こういう良いところあるよと、ご意見等ございましたら、事務局のほうへ連絡いただきましたら検討させていただきますので、遠慮なしによろしくお願ひしたいと思います。お手元に農地の相談内容というペーパーがありますが、貸してくれるところがあつたら貸してくれませんかという申し出がありますので、事務局から説明させていただきます。

松平 主査 農地を借りたいと依頼がありました。農地を貸したいという情報があれば、事務局まで連絡をお願いします。

議 長 農業委員会に農地の賃貸借のことで申し込みがありました、また委員の皆さん方は情報がありましたら事務局のほうへご連絡をお願ひを申し上げたいと思います。今、国のほうでも相談させてもらっています県の中間保有機構ができて、県の農業公社が農地を借り受けて、それをまた、担い手に貸すという事業も国の1千億円近い予算の元に始まるような報道もされております。これについては、県の農業公社がやるという事でありましてけれども、それぞれの農業委員会の協力なくしてですね、できないと思っております。ただ、いわゆる農地銀行的な事については、和歌山県にそぐうかそぐわないというのも、これから論議をしていかなあかん部分がいっぱいあると思うんですけども、水田とかそういうものは中間保有しても管理し易いんですけども、特に和歌山県は果樹園地帯なので、その辺の中間保有な

り管理が出来るかどうかという問題が、和歌山県にとっては大きく出てくる可能性がございます。今後そういう事も利用しながら、こういう方々の要望に答えていければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。また、皆さん大変ご苦労さんですけども、農地パトロールという事で、それぞれに遊休農地の形で見回っております。そういう今後の、中間管理機構も含めてですね、農家のいわゆる農地台帳という管理が非常に今後重要視されておりますので、どこにどういう耕作放棄地があるのか、そういう事も地図に落とす作業も当然出てくる可能性もございますので、引き続き農地パトロールのほうよろしくお願いしたいと思います。予定しておりました案件すべて終了ですけど、皆さん方から何かご意見等ございませんか。

6 番 委員
議 長

平成25年度農業委員会委員等研修について報告。

はい、有難うございます。他にございませんか。無いようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきまして有難うございました。本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後4時17分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

21番委員

22番委員

議 長